

第3回 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会

各構成員の主な意見（未定稿）

（医療等分野の番号制度の議論全体について）

- ・ ただ便利であるというだけではなく、国民の悉皆性、唯一無二性のある番号がなければ達成できないユースケースなのかどうかをきちんと議論することが必要。
- ・ それぞれの利用場面について、定量的には難しいとは思いますが、メリットを具体的に明示していくべき。コストについては、導入時のコストと維持コストはかなり違うので、分けて費用対効果を検討していくべき。
- ・ 利用場面の議論では、番号制度といっても様々なとらえ方があるので、前提を整理した上で、今の社会保障・税番号法制の議論なのか、新たに法的な措置を必要とする議論なのかを分けて議論するべき。
- ・ 医療等分野でのユースケースに番号法の罰則等がそのまま適用されるのかどうか議論が必要。
- ・ 社会保障分野での個人情報名寄せについては、個人がサービスを使った結果として制度の受益を受けるのだから、それに関して適切なサービスであるかどうかの情報名寄せも必要である、ということについて国民の理解を深めていくことが必要。
- ・ 将来的な議論ばかりではなくて、現在の医療保険者の情報インフラも含めて、現実的に足元できちんと何をやっていくかという議論が必要。
- ・ よほどのことがなければ、医療分野の番号とマイナンバーは結びつかないという仕組みが必要である。
- ・ 我が国は個人情報保護について、必ずしもタイトとは言い難い。内閣官房の「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」のような利活用ありきの考え方には疑問がある。

（個別の利用場面について）

- ・ オンライン資格確認については、例えば国民健康保険では、資格取得・喪失の届出を14日以内に行うこととなっており、タイムラグは生じるため、完全に瞬時に確認ができるわけではないことに留意が必要。
- ・ 医療や介護の情報連携について、患者にとっては医療機関に見られたくない過去の診療情報もあると考えられるため、患者が共有される情報を選べるのかどうか整理が必要。
- ・ 医療機関の規模は大小様々であり、情報連携がこうした全ての医療機関に行き渡らないと、本当の意味での情報共有にならない。
- ・ 地域包括ケアでは事業者間の連携が重要だが、例えば、費用請求の際の利用者の名寄せが、現在の事務では負担になることがある。
- ・ 「保険者を異動した際の情報連携」に関連して、例えば保険者が変わっても高額療養費の計算を通算するというような給付制度の改善に活用の余地があるのではないかと。